# 特定非営利活動法人団体名定款 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人OPCYという。

また、英文名をOpportunity Partner for Children and Youthといい、略称をOPCYとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都小平市上水本町5丁目23番地1-104号に 置く。

(目 的)

第3条 この法人は、乳児から成人に対して、言語能力、学習能力、身体能力、非認知能力の向上の機会・手段を提供し、それにより人々の多くの可能性を広げることを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 観光の振興を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7)前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

#### (事業の種類)

#### 第5条

- 1 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。
  - (1) 複数言語を使用した保育事業
  - (2) 異文化理解を促す事業の企画、運営
  - (3) 幼児、児童、青少年、成人を対象とした言語習得支援、学習支援
- 2 この法人は、次のその他の事業を行う。
  - (1) 言語能力、学習能力、身体能力、非認知能力に関する業務委託
- 3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

### 第2章 会 員

(種 別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法 (以下「法」という。)上の社員とする。
  - (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
  - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体であり、総会において票を持たない。

(入 会)

#### 第7条

- 1 会員の入会について、本会の目的に賛同し、本会の目的達成に協力すると認めるものとする。
- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、 理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、第1項を満たし、正当な理由がない 限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(拠出金品の不返還)

第9条 既に納入した入会金、会費は返還しない。

(会員の資格の喪失)

- 第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1) 退会届の提出をしたとき。
  - (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
  - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
  - (4) 除名されたとき。

(退 会)

第11条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

#### 第12条

- 1 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。
  - (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明 の機会を与えなければならない。

### 第3章役員

#### (種別及び定数)

#### 第13条

- 1 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 3人以上9人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

#### (選任等)

#### 第14条

- 1 理事は、理事会において選任する。
- 2 監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が 役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### (職 務)

#### 第15条

- 1 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為 又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、 これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### (任期等)

#### 第16条

- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務 を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解 任)

#### 第18条

- 1 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。
  - (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明 の機会を与えなければならない。

#### (報酬等)

#### 第19条

- 1 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### 第4章 会 議

#### (種 別)

#### 第20条

- 1 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### (総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

#### (総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
  - (1) 定款の変更
  - (2) 解散及び合併
  - (3) 事業計画及び予算並びにその変更
  - (4) 事業報告及び決算
  - (5) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (6) 監事の選任
  - (7) 事務局の組織及び運営
  - (8) その他運営に関する重要事項

#### (総会の開催)

#### 第23条

- 1 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

#### (総会の招集)

#### 第24条

- 1 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。

#### (総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

#### (総会の議決)

#### 第27条

- 1 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

#### (総会での表決権等)

#### 第28条

- 1 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された 事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人 として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

#### (総会の議事録)

#### 第29条

- 1 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委

任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2人が、記名押 印又は署名しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

#### (理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

#### (理事会の権能)

- 第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 理事の選任
  - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### (理事会の開催)

- 第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により 招集の請求があったとき。

#### (理事会の招集)

#### 第33条

- 1 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から21日以内 に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも3日前までに通知しなければならない。

#### (理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### (理事会の議決)

#### 第35条

1 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (理事会での表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。
  - 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された 事項について書面をもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加 わることができない。

#### (理事会の議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
  - 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

# 第5章 資 産

#### (資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄附金品
  - (4) 財産から生じる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

#### (資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業 に関する資産の2種とする。

#### (資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理 事長が別に定める。

# 第6章 会 計

#### (会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の2 種とする。

#### (事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

#### 第44条

- 1 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、 理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益 費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

#### (予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定 予算の追加又は更正をすることができる。

#### (事業報告及び決算)

#### 第46条

- 1 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### (臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

# 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### (定款の変更)

- 第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の2分の 1以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項について は、所轄庁の認証を得なければならない。
  - 2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない 事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

#### (解 散)

#### 第49条

- 1 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
  - (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### (残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決したものに譲渡するものとする。

#### (合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第8章 公告の方法

#### (公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して 行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、 この法人のホームページにおいて行う。

# 第9章 事務局

#### (事務局の設置)

#### 第53条

- 1 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができ
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

#### (職員の任免)

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

#### (組織及び運営)

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が 別に定める。

## 第10章 雑 則

#### (細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

#### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長

富永 萌夏

副理事長

プロバンアリスター潤平

理事

巴山 未麗

監事

程島 健介

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から令和5年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- (1)入会金 正会員(個人・団体) 0円 賛助会員(個人・団体) 0円
- (2)年会費 正会員(個人・団体)3,000円 賛助会員(個人・団体)1口3,000円 (1口以上)

# 役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

特定非営利活動法人\_OPCY

### 1 確認事項(法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。)

☑以下の役員には、欠格事由者が含まれません。(法第20条関係)☑各役員について、親族の規定に違反していません。(法第21条関係)

#### 2 役員一覧

	役 名 (どちらかにO)	(フリガナ) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無 (どちらかに〇)	役職名等
1	運事· 監事	トミナガモナ		<b></b> 衛・無	理事長
2	俚事·監事	ジュンペイ プロバンアリスター 潤平		有・無	副理事
3	里事・監事	トヨヤマミレイ 巴山未麗		有·無	理事
4	理事·監事	ホドシマケンスケ 程島健介		有·無	監事

# 令和4年度

# 事業計画書

特定非営利活動法人 OPCY

#### 1 事業実施の方針

設立当初の事業年度は、第一言語と第二言語以降の言語を使用した保育事業と幼児、児童、青少年、成人を対象とした言語習得支援、学習支援を中心に行う。これに、異文化理解を促す事業の企画、運営を加えた 3 つの事業を確実に実施することを目的とする。活動人数に制限があるため、第一言語と第二言語以降の言語を使用した保育事業において対象者は南関東に限定する。

#### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費総費用【1,761,853】円)

(I) HIVESELD	門伯男に休る事業				(事業其祕其用		
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事 者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (円)
複数言語を使用した保育事業	主に子どもにとって、母国語以外の言語を使用しを行う。必要に使用する。では、母を使用する。ではずる。で行うは、本行のは、な行のは、な行のは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ないのは、ない	通年	依頼者宅	3人	南関東に住む 乳児から小学 3年生	不特定多数	1,154,427
異文化理解を 促す事業の企 画、運営	日本語以外を母国 語とする人々とと 本語母国話者の 流イベントを開催 する。	月1回	公共施設	5人	関東圏に住む 児童、青少年	不特定多数	50,000
幼児、児童、 青少年、成 人を対象と した言数 得支援、 習支援	対のがや大の家庭を対し、大の家庭を対した。	通年	依頼者宅/ オンライ ン	5人	言語習得支援 を必要とする 日本は 別別 成人	不特定多数	557,426

### (2) その他の事業

### (事業費総費用【3,000】円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費(円)
言語能力、学習能力、身份能力、非認知能力、非認知能力 に関する業務を 託	保育園、幼稚園、小学校の授業支援、 補助	通年	保育園、幼稚 園 小学校	3人	3000

# 令和5年度

# 事業計画書

特定非営利活動法人 OPCY

#### 1 事業実施の方針

本法人及び活動の PR を行い、会員募集を活発に行う。加えて、2022 年度の結果をふまえて、従事者を育成し、従事者人数を増加させ、受益対象者数を増やすことを目的とする。

#### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費総費用【2,851,853】円)

定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事 者 人数	受益 対象者 範囲	受益 対象者 人数	事業費 (円)
複数言語を使用した保育事業	主に子どもにとって、母国語以外の言語とかの言語を使用しを行う。必要を使用する。では、母を使用する。で行母は、本行の時に言語の向は、おいいのでは、ないでは、ないのでは、ないではないでは、ないのではないでは、ないのでは、ないでは、ないでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ない	通年	依頼者宅	5人	関東に住む乳 児から小学 3 年生	不特定多数	1,554,426
異文化理解を 促す事業の企 画、運営	日本語以外を母国 語とする人々と日本語母国話者の が流イベントを開催 する。	月1回	公共施設	5人	関東圏に住む 児童、青少年	不特定多数	50,000
幼児、児童、 青少年、成人 を対象とした 言語習得支 援、学習支援	対のなき、対のなら、対のなり、対のなり、対のなり、対象を対し、対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対	通年	依頼者宅/ オンライ ン	10 人	言語習得支援 を必要とは 日本に 日本に 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	不特定多数	1,247,427

#### (2) その他の事業

(事業費総費用【3,000】円)

(2) (3)(0)					
定款に記載 された 事業名	事業内容	日時	場所	従事者 人数	事業費 (円)
言語能力、学習能力、外部で 能力、非認知能力 に関する業務 系	保育園、幼稚園、小学校の授業支援、 補助	通年	保育園、幼稚 園 小学校	3人	3000

# 設立・定款変更用

# 令和4年度 活動予算書

特定非當利活動法人 OPCY (単位・円)

					)		
	科目	特定非営利活	動に係る事業	その他事業		合計	
		金額	小計・合計	金額	小計・合計		
[A]	経常 収益						
1	<b>受取会費</b>	co. 000	60, 000		0	60,000	
	正会員受取会 <b>費</b> 贊助会員受取会費	60,000					
	貝奶云貝又似云貝						
2	受取寄附金		200, 000		0	200,000	
	受取寄附金	200,000					
3	受取助成金等		300, 000		0	300,000	
ľ	受取補助金	300,000	000, 000		1	000,000	
	X-04 III. 74 III.	,					
			1 500 000			1 500 000	
4	事業収益 複数言語を使用した保育事業収益	550,000	1, 590, 000	:	0	1, 590, 000	
	関が言語を使用した味育事業収益 異文化理解を促す事業の企画、運営事業収益	80,000					
1 1	幼児、児童、青少年、成人を対象とした言語習得支援事業収益	960,000					
	<i>,,,,,</i>						
5	その他の収益		0	00.000	20, 000	20,000	
1 1	言語能力、学習能力、身体能力、非認知能力に関する業務委託収益			20,000	'.		
経常	収益計		2, 150, 000		20, 000	2, 170, 000	
<b>(B)</b>	経常費用						
	事業費						
	(1) 人件費	1 400 000	1, 578, 853		0	1, 578, 853 1, 420, 000	
	給料手当 30.5.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.	1, 420, 000 0				1,420,000	
	人 化自根侧 医中枢传统 医中枢传统	50,000				50,000	
1	福利厚生費	68, 364				68, 364	
	活動総合保険	40, 489			0.000	40, 489	
	(2) その他経費		183, 000		3, 000	186,000 1,000	
	会議費	1,000 147,000		3,000	,	150,000	
	│   旅費交通費 │   雑費	5,000		3,000		5,000	
	減価償却費	3,333					
	印刷製本費	10,000				10,000	
	通信運搬費	10,000				10,000 10,000	
_	消耗品費	10,000	1, 761, 853		3, 000	1,764,853	
1 3	<u>業費計</u> 		1, 701, 000			-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
-	(1) 人件費		0		0	0	
1 1	役員報酬	0				0	
1 1	<b>給料手当</b>	0		ł		0	
	退職給付費用 福利厚生費	l ő	1			ŏ	
1	(2) その他経費		8,000		600		
	消耗品費	1,000				1,000	
1	水道光熱費	0		100		1,100	
	通信運搬費	1,000	Į.	100	<b>'</b>	1, 100	
	地代家賃 旅費交通費	2,000		50	o	2,500	
	減価償却費	0				0	
	<b>推費</b>	1,000				1,000	
1 .	印刷製本費	3,000	8,000		600	3,000 8,600	
経常	理費計 3. 費 用 計	<del> </del>	1, 769, 853		3, 600		
経常			380, 147		16, 400		
[c]	经常外収益						
	固定資産売却益	0				0	
経常	過年度損益修正益 3 外 収 益 計	O	0	1	0		
経 # 【D】	4 常 外 費 用						
1.4	固定資産売却損	C	1			C	
	災害損失	<u>C</u>	1			(	
ليا پي	過年度損益修正損	0	0		o	) (	
経り		1	1 0		0		
経理	区分振替額・・・③		16, 400		-16, 400		
税」	前 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・(	1)	396, 547		0	396, 547	
	法人税、住民税及び事業税 ・・・⑤					70,000	
<b> </b> ,_ L	前期繰越正味財産額・・・⑥ 月 繰 越 正 味 財 産 額 ④ー⑤+⑥					326, 547	
次!	月 繰 越 正 味 財 産 額 ④-5+6		<del></del>			- ULU, UT	

#### 設立·定款変更用

### 令和5年度 活動予算書

特定非営利活動法人

OPCY

(単位:円) 特定非営利活動に係る事業 その他事業 科目 合計 額 小計・合計 額 小計・合計 経常収 12,000 12,000 受取会費 正会員受取会費 90,000 賛助会員受取会費 30,000 20,000 20,000 2 受取寄附金 受取寄附金 200,000 施設等受入評価益 30, 000 30,000 受取助成金等 300,000 受取補助金 3, 280, 000 3, 280, 000 4 事業収益 複数言語を使用した保育事業収益 1, 200, 000 異文化理解を促す事業の企画、運営事業収益 80,000 幼児、児童、青少年、成人を対象とした言語習得支援事業収益 2,000,000 40, 000 40,000 その他の収益 言語能力、学習能力、身体能力、非認知能力に関する業務委託収益 40,000 40,000 3, 490, 000 3, 450, 000 2, 558, 853 2, 558, 853 (1)人件費 2, 400, 000 給料手当 役員報酬 50,000 臨時雇賃金 福利厚生費 68, 364 活動総合保険 (2) その他経費 40, 489 3,000 293, 000 296,000 1,000 会議費 247,000 3,000 旅費交通費 10,000 通信運搬費 消耗品費 10,000 印刷製本費 20,000 雑費 5,000 3, 000 2, 854, 853 事業費計 2 管理費 2, 851, 853 2, 851, 853 3,000 (1)人件費 役員報酬 0 給料手当 0 退職給付費用 0 福利厚生費 600 8,600 8,000 (2) その他経費 消耗品費 1,000 水道光熱費 通信運搬費 1,000 100 地代家賃 2,000 500 旅費交通費 印刷製本費 3,000 1,000 雑費 8, 600 2, 863, 453 管理費計 2, 859, 853 590, 147 3, 600 用計 36, 400 626, 547 [A] - [B] · · · ① 固定資産売却益 過年度損益修正益 0 経 【D】 常 **外** 費 固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損 費用計 額 【C】−【D】···② **外増減**振替額 <del>-36, 40</del>0 36, 400 「 当 期 正 味 財 産 増 減 額 ①+②+③・・・④ 法人税、住民税及び事業税 ・・・⑤ 626, 547 70,000 前期繰越正味財産額・・・⑥ ・ ・・⑥ 産額 40-5+⑥ 346, 547

# 特定非営利活動法人 OPCY 設立趣旨書

#### 1. 趣旨

日本で英語が小学校から必修科目となり、ますます高度な語学運用能力が求められる社会となっていることは明確である。そのような中、語学学習に対して好感を持っている人と嫌悪感を持っている人の差は激しい。 英語が科目として早期から必修となることで、試験があり、勉強しなければならないものとして認識する人も多 いだろう。

加えて、自身の可能性や潜在能力を存分に発揮できていない者がいることも課題だ。社会が不安定であることも原因だが、自己肯定感や自己効力感の欠乏もこの一因であると考える。これは、心と体の健康を阻害 し、国民の義務の1つである「労働」を遂行する上で解決すべき課題である。

そこで私達は、特定非営利活動法人団体名を設立することにした。本法人は、上記に述べた課題解決を 行うべく、乳児から成人までの言語能力、学習能力、身体能力、非認知能力の向上の機会・手段を提供し、これ らにより人々の多くの可能性を広げることを目的に掲げる。

具体的には、日常生活の延長として語学が習得できる複数言語でのベビーシッターや複数言語による放課 後保育、異文化交流のイベント開催、キャンプ等の体験活動の開催、幅広い年齢層を対象した言語学習支援など の他、上記の目的達成に寄与する活動を行う。

以上の活動を効果的に繰り広げるためには、個人が代表する任意団体の形での運営では、活動水準、予算 規模、参加人員などのいずれをとっても対応しきれないことがあきらかである。さらに、一部事業では人命を預 ることもあり、「特定非営利活動法人」としての認証を得て、社会的認知度と社会的信頼性を高め、私たちの組 織が果たすべき社会的責務をいっそう強力に果たしていこうと考えている。

#### 2. 申請に至るまでの経緯

令和3年 11月23日法人設立のための準備会発足

12月 3日設立の準備会

12月 6日設立の準備会

12月10日設立の準備会

12月13日設立の準備会

12月16日設立の準備会

12月20日設立の準備会

12月21日設立の準備会

12月23日設立総会の開催

2021年 12月 27日

設立代表者 冨永萌夏

氏名 冨永萌夏